

地域公共交通確保維持改善事業について

令和8年度第1回岸和田市地域公共交通協議会
令和8年6月17日(水)

地域公共交通確保維持改善事業について

概要

(出典：国土交通省HP)

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費
予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

○ 補助率
1/2

○ 主な補助要件
都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)。
・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
・複数の市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
※1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量6人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
※①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②非本地域前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)

<補助対象経費算定方法>
予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
×系統毎の実車走行キロ)
予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
×系統毎の実車走行キロ)
※1.令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
※令和6年度まではバス事業者等も対象

○ 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

○ 補助率
1/2以内

○ 主な補助要件
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、
・自家用有償旅客運送者による運行であること
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
・経常赤字であること

<補助対象経費算定方法>
経常費用
補助対象経費
経常収益
欠損

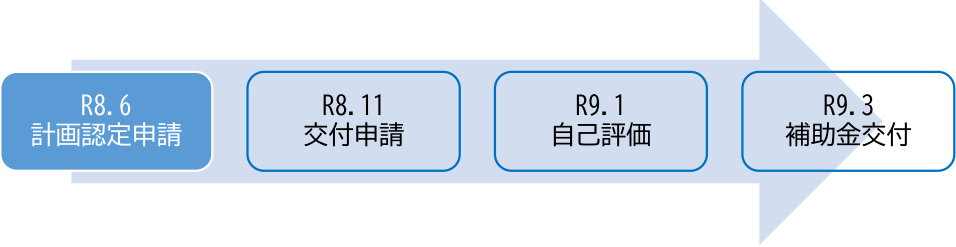
補助対象系統のイメージ



補助対象

補助金名	地域間幹線系統補助	地域内フィーダー系統補助
概要	・ 地域間交通ネットワーク形成する地域間幹線系統の運行について支援 ・ 補助対象経費の1/2(輸送密度による調整あり)	・ 幹線バス等地域間ネットワークと密接な地域内の交通・デマンド交通運行について支援 ・ 補助対象経費の1/2(市上上限額あり)
対象路線	山直線、東ヶ丘線	岸和田コミュニティ線(ローズバス)
補助対象事業者	路線バス事業者	地域公共交通会議
補助対象期間	令和9年度事業(令和8年10月から令和9年9月まで)	

スケジュール



地域公共交通確保維持改善事業について

申請内容

所定記載項目	地域間幹線 系統補助	地域内フィー ダー系統補助
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	○	○
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	○	○
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	○	○
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	○	○
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	○	○
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	○	○
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	—	—
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	○	—
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	○	—
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	—	○
11. 車両の取得に係る目的・必要性	—	○
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	—	○
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額	—	○
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）	—	○
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性	—	—
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	—	—
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	—	—
18. 協議会の開催状況と主な議論	○	○
19. 利用者等の意見の反映状況	○	○

※昨年度同様東ヶ丘線市民病院前経由の系統については、主系統と同一系統のものとします。
 ※地域公共交通確保維持改善事業実施要領に基づき、軽微な変更に関し修正を要する場合は、事務局にて対応します。

主な変更（追加）点

	地域間幹線系統補助	地域内フィーダー系統補助
国庫補助金見込額等	【山直線】 1, 5 5 1 千円 （内岸和田市分1, 1 8 7 千円） 【東ヶ丘線】 6, 0 6 6 千円 （内岸和田市分5, 1 1 6 千円）	（幹線系統のみ）
補助系統に関する定量的な目標・効果及びその評価手法等	【事業の目標】 収支1%以上の改善（ただし、原油価格・物価高騰の影響は別途考慮）	【事業の目標】 収支1%以上の改善（ただし、原油価格・物価高騰の影響は別途考慮）
生産性を向上させる取組	【共通】 ・路線バス無料デーの開催（R7.10～11） 【東ヶ丘線】 ・岸和田市民病院に簡易サイネージを設置し、バスロケーション情報を配信（R7.2～）	（幹線系統のみ）

今後の進め方

円滑な地域公共交通会議の運営に向け、今後補助活用については地域公共交通分科会を通じた申請を実施。（規約の一部改正）

地域公共交通協議会

会長：副市長
 委員：市、学識経験者、交通事業者、道路管理者、交通管理者、住民・利用者等

地域公共交通分科会

会長：まちづくり推進部長 委員：学識経験者、対象交通事業者、大阪運輸支局

規約第10条第2項

分科会で決議された事項は、交通協議会にて審議の上決定する。

ただし、次に掲げる事項については、分科会の審議に基づき、必要な措置を講じることができるものとする。

- （1）地域公共交通確保維持改善事業に関すること
- （2）道路運送法第9条第4項の規定に基づく運賃及び料金の協議に関すること